

養豚問題懇談会報告書

平成17年3月

養豚問題懇談会

目 次

第 1. はじめに	1
第 2. 我が国における養豚の位置付け	1
第 3. 豚肉の需給動向	2
第 4. 養豚経営の安定と担い手の確保	
1 養豚経営の動向	3
2 養豚経営における担い手の育成等	4
3 養豚経営安定のための施策の在り方	6
第 5. 国際化に対応し得る生産・流通体制の構築	
1 改良の推進、飼養・衛生管理の高度化	6
2 生産資材費等の低減	8
3 加工・流通・販売の合理化	9
4 多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取組	10
第 6. 自然循環機能の維持・増進	
1 未利用資源の有効活用	12
2 排せつ物の適正な管理と利用の促進	13
第 7. 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上	14
第 8. 国産豚肉の消費拡大及び食育の推進	
1 国産豚肉の消費拡大の推進	15
2 食育の推進	16
3 チェックオフ活動	16
第 9. おわりに	17
(参考 1) 食料・農業・農村基本計画の概要（養豚関係）	18
(参考 2) 養豚経営の基本的指標	19
(参考 3) 養豚問題懇談会の検討経過	21
(参考 4) 委員名簿	22

第1. はじめに

最近の養豚を巡る情勢としては、WTO体制の下での貿易自由化の進展に加え、メキシコをはじめとした経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）締結国の増加等、より一層の国際化の進展が予想され、国産豚肉は輸入豚肉に対抗し得る生産性及び品質の向上等が必要となっている。

また、牛のBSEや鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を契機として、消費者の食の安全と安心に対する関心がますます高まる中、豚についても、こうした消費者ニーズに対応し、飼養・衛生管理の徹底とともに、その生産・流通の情報を明らかにした国産豚肉の安定供給に努めることが重要となっている。

こうした中で、農林水産省は、「食料・農業・農村基本法」に基づく「食料・農業・農村基本計画」の見直しについて、食料・農業・農村政策審議会に諮問し、品目横断的政策や担い手・農地制度の見直し等の検討を行うとともに、畜産政策の今後のあり方等についても、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直し等の検討を行ってきたところである。

このような状況を踏まえ、我が国の養豚について、担い手のあり方、生産コスト低減方策、品質向上方策等の今後の養豚のあるべき姿について検討することとし、生産、流通・加工、販売、消費等各分野の専門家の参加により、平成16年8月から4回にわたり「養豚問題懇談会」を開催し、意見交換を行ってきたところである。

本報告書は、今後の養豚のあるべき姿について、本懇談会で検討された内容を取りまとめたものである。

第2. 我が国における養豚の位置付け

(ポイント)

- ・ 養豚は、他産業と密接に関連し、産業としての裾野が広く、地域経済を支える重要な産業。
- ・ 国産豚肉は国民の嗜好にあった重要な食材として定着しており、海外での家畜伝染病の発生による食肉の輸入停止も想定される中で、国民食生活の安定の確保の観点から、豚肉の国内生産基盤の強化が重要。

我が国養豚は、農業総産出額8.9兆円のうち約5千2百億円を占め（平成14年）、飼料生産、流通・加工、販売等多くの外産業と密接に関連し、産業としての裾

野が広く、また、地域の雇用確保、食品残さ等未利用資源の利用促進等の点でも大きな役割を果たしており、地域経済を支える重要な産業として位置付けられている。

豚肉は、多様化する国民食生活において消費量が着実に増加した食肉（国民1人・1年当たり供給純食料28.2kg（平成15年度））の中でも、約4割と最も消費量が多く（11.6kg）、重要な食材としての地位を築いてきた。

また、輸入豚肉が加工や外食用向けに需要を伸ばしてきた中で、国産豚肉は、脂肪量が適度で味が良いといった国民の嗜好にあった食肉として定着しており、最近のBSEや高病原性鳥インフルエンザの発生の例にみられるように、海外での家畜伝染病の発生により、食肉の輸入停止等の事態も想定されることから、豚肉の国内生産基盤の強化は、国民食生活の安定の確保の観点から重要となっている。

こうしたことから、今後とも、養豚経営の安定と担い手の確保、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築、自然循環機能の維持増進、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上、食育の推進等により、可能な限り国産豚肉の自給率を高め（「食料・農業・農村基本法」に基づく基本計画における豚肉の品目別自給率目標：73%（27年度、重量ベース））、我が国養豚産業の安定的な発展を図る必要がある。

第3. 豚肉の需給動向

（ポイント）

- ・ 豚肉の需要は順調に増加。国内生産量は、減少傾向で推移してきたが、平成14年度以降は増加傾向で推移。豚肉の自給率は低下傾向で推移。品目別自給率（重量ベース）は53%（平成15年度）。

（1）需給の推移

豚肉の需要量は、平成13年9月の我が国におけるBSE発生による牛肉の代替需要や15年度の米国におけるBSE発生と国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉、鶏肉の代替需要もあり、順調に増加し、16年度（4～1月）も前年同期比5.5%増となっている。

国内生産量は、平成元年度をピークに、平成2年度以降おおむね減少傾向で推移してきたが、平成14年度以降は増加傾向で推移した。16年度（4～1月）は、前年同期比0.7%減とわずかに下回っている。

輸入量は、消費が安定的に推移する中で増加傾向で推移している。

その結果、豚肉の自給率は低下傾向で推移し、品目別自給率（重量ベース）は53%、品目別カロリー自給率（基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に

着目して国民に供給される熱量のうち国産で賄われた熱量の割合を示すもの）は5%（平成15年度）となっている。

一方、豚肉の消費構成をみると、「家計消費」が約4割、「加工仕向」が約3割、「外食・その他業務用」が約3割で、近年、安定的に推移している。

このうち、国産豚肉は、輸入豚肉に比べ高品質（脂肪量が適度で味が良い）であるとともに、安全で信頼できるとの消費者の認識が高く、特に「家計消費」への仕向割合が高くなっている。一方、輸入豚肉については、①価格が安定していること、②ロース等の特定部位需要への対応が可能であること、③品質・規格の斉一性が高いこと等から、「加工仕向」及び「外食・その他業務用」の仕向割合が高くなっている。

（2）国産豚肉の需要

今後、国民の食生活において、脂質の摂取を抑制する等、適正なPFCバランス（食生活におけるたん白質（P）、脂質（F）、炭水化物（C）の比率）が求められるとともに、豚肉の輸出国が我が国の家計消費に合った豚肉を生産・輸出する体制を整える等により、国産豚肉と輸入豚肉の品質格差が縮小する等、国産豚肉にとっては厳しい状況が予想される。

こうした中で、国産豚肉の需要を拡大するためには、より一層の生産コストの低減、品質の安定化、定時定量の出荷体制の確立等を図るとともに、トレーサビリティ・システム等消費者の安全・信頼に関するニーズに対する取り組みを強化し、「家計消費」とともに「加工仕向」及び「外食・その他業務用」についても、輸入豚肉を国産豚肉に置き換え、シェアを拡大する努力が必要である。

さらに、今後、輸出の可能性を検討することも重要である。

第4．養豚経営の安定と担い手の確保

1 養豚経営の動向

（ポイント）

- ・ 豚の飼養戸数及び頭数が減少する中で、経営の規模拡大は着実に進展。
- ・ 養豚における法人経営及び認定農業者の占める割合は畜産の中でも高い水準。

豚の飼養戸数は、一貫して減少傾向で推移しており、平成16年は8,880戸と前年比で約6%減少している。一方、飼養頭数は、減少傾向で推移してきたが、平成10年以降、その減少率は低下し、平成16年で9,724千頭となっている。

こうした中で、一戸当たり飼養規模は着実に拡大し（平成16年1,095頭／戸）、近年、特に中小規模層の大幅な減少と大規模層の増加という生産構造の変化が加速しており、肥育豚を1千頭以上飼養している農家の戸数シェアは約27%で、頭数シェアは約75%を占める状況となっている。

養豚経営における法人経営の占める割合は、約21%（平成15年）となっており、畜産経営の中でも割合が高い。また、法人経営のうち、一戸一法人の占める割合は5割を超えている。

こうした状況の中で、国内の養豚生産の拡大を図っていくためには、人材の育成・確保、法人化の推進等を図り、養豚農家戸数の減少傾向に歯止めをかけるための努力が必要である。

2 養豚経営における担い手の育成等

（ポイント）

- ・ 国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要。
- ・ 担い手は認定農業者を基本とするとともに、産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける必要。
- ・ 経営の合理化、販売力の強化等の面で、法人化、協業化、グループ化等による生産の取組が必要。また、新規就農の促進、経営の高度化等に必要な指導の強化を図ることも必要。

（1）「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方

養豚については、水田作等の土地利用型農業と比べ構造改革が大幅に進んでいるものの、今後、国際化が進展する中で、将来にわたり、養豚の安定的な発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要である。このため、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）を育成・確保することが必要である。

担い手を明確化し、支援策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があり、かつ、養豚生産において、他作目と比べて相当程度その定着が図られていることからすれば、養豚における担い手についても、認定農業者を基本とすることが適当である。養豚における認定農業者の認定率（31%）は他作目（稲

作2%)に比べ高いが、今後とも、認定率の更なる向上に向けての取組を推進することが必要である。

担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）など、養豚の生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける必要がある。

(2) 法人化、協業化、グループ化の推進

家族経営を法人化することや地域等の実情に応じた複数の経営による協業化・グループ化は、資本力、技術力、経営管理能力が高まることにより、品質の平準化及び出荷規模の確保による販売力の向上、飼養管理の高位平準化による生産コストの低減、労働時間の短縮等を可能とするとともに、経営の円滑な継承にもつながることから、これらを推進する必要がある。このため、法人化や規模拡大を通じた経営の合理化に係る指導とともに、協業化、グループ化による生産体制の確立のための施設・機械の整備等への対応が必要である。

(3) 人材の育成・確保

① 女性が活躍しやすい環境の整備

養豚経営における女性の役割を適正に評価するとともに、地域段階で行われるセミナーの活用等による家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境整備を図る必要がある。

また、経営・起業活動を支える経営管理能力・技術力の向上を推進するための研修の実施など、仕事と子育ての両立のための支援活動を推進する必要がある。

② 新規就農の促進

新規就農への環境整備、離農跡地等の有効活用等による経営継承等を推進する必要がある。

③ 経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進

優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供をはじめとした経営の高度化に必要なデータベースやネットワークの充実を図るとともに、地域内の関係機関がこれらの情報を積極的に活用し、相互に連携しつつ、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的かつ効果的な支援・指導を行うことを推進する必要がある。

3 養豚経営安定のための施策の在り方

(ポイント)

- ・ 経営安定対策である地域肉豚生産安定基金造成事業については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、次期業務対象年間（平成19年度～）からの在り方を検討する必要。また、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する必要。

国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し、一層の生産性及び品質の向上を図るとともに、養豚経営の安定を図る観点から、今後とも、養豚における経営安定対策の適切な運営を図ることが必要である。

養豚における経営安定対策である地域肉豚生産安定基金造成事業は、各県の生産者等が自主的に基金を積み立てて実施している肉豚の価格差補てん事業に対し、各県の基金が枯渇した際にバックアップするものとして運営されてきている。

本事業については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、次期業務対象年間（平成19年度～）からの在り方を検討する必要がある。また、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえた対応を検討する必要がある。

第5. 国際化に対応し得る生産・流通体制の構築

1 改良の推進、飼養・衛生管理の高度化

(ポイント)

- ・ 繁殖能力、産肉能力等の生産性の向上とともに、肉質等の品質の向上に向けた改良の推進を図ることが必要。
- ・ 生産性向上のためには、母豚一頭当たりの産子数の向上、ほ育・育成期の事故率の低減等が重要であり、適切な飼養・衛生管理の徹底を図ることが必要。また、優良種豚の効率的利用、母豚の繁殖性の向上等も重要であり、人工授精の普及・定着の推進等を図ることが必要。

今後の国際化の進展、消費者ニーズに対応した肉豚の生産性（繁殖能力、産肉能力等）の向上、生産物の高品質化等を推進する観点から、さらなる種豚改良の推進、飼養・衛生管理の高度化を図ることが必要である。

(1) 改良の推進

肉豚の交雑利用が普及する中で、肉豚生産のもととなる育種資源としての純粋種豚が減少しており、独立行政法人家畜改良センター、都道府県等の公的機関と民間の種豚農家等が連携しつつ、育種素材として多様な特性を有する優良な純粋種豚の維持・確保及び安定供給体制の確立等に努める必要がある。

また、繁殖能力、産肉能力等の生産性の向上とともに、肉質等の品質の向上による特長のある豚肉の生産に向け、能力検定の実施と遺伝的能力評価に基づく種豚の選抜及び利用を推進する必要がある。

さらに、高品質な豚肉の生産を行うため、独立行政法人家畜改良センター、都道府県等の公的機関と、民間の種豚農家等が広域的に連携し、我が国の気候風土、国民の嗜好にあった豚の改良を進めることとし、能力及び斉一性の高い系統及び優良種豚群の造成を図るとともに、適正な交雑利用の推進に努めることが必要である。

加えて、肉質改良（ロース芯筋内脂肪含量等）及び肢蹄の強健性の向上のため、簡易で数値化された実用的な評価法の確立・普及を図るとともに、種豚の効率的な改良等に資するため、人工授精、DNA解析及び受精卵移植等新技術の利用に努めることが必要である。

(2) 飼養・衛生管理の高度化

生産性向上のためには、母豚一頭当たりの産子数の向上、ほ育・育成期の事故率の低減等が重要であり、適切な飼養・衛生管理の徹底を図る必要がある。また、優良種豚の効率的利用、母豚の繁殖性の向上も重要であり、人工授精の普及・定着の推進等を図る必要がある。

効率的な生産を推進するためには、オールイン・オールアウト（豚舎単位等で同時期に豚を収容及び出荷し、消毒等の衛生管理を徹底する方式）、SEW（自然分娩された子豚を早期離乳し、母豚とは別の清浄な豚舎で飼育・肥育すること）、SPF（特定の病原体がない状態で豚を飼育すること）等の飼養・衛生管理方法の導入も有効である。

また、人工授精については、液状で1週間以上の品質保持が可能な精液の希釈液が開発されたこと、宅配便による保冷輸送が可能となったこと、簡便な人工授精器具が開発されたこと等技術面での条件は整っているが、未だ関係者の技術習得等が十分進んでいないということもあり、現在、普及率は25%程度に止まっている。このため、普及定着のための条件整備を図るとともに、授精、希釈、保

存等の技術や授精適期を見極める基礎技術の周知徹底を図る必要がある。

さらに、現状では経済効率中心の飼養管理が主流となっているが、今後は海外における動物福祉等の動向も注視し、豚の快適性に配慮した飼養管理等についても検討する必要がある。

(参考1) 肉豚の生産性向上に向けての取組事例 (青森県 A農場)

- ・ 母豚の供用年数の延長
- ・ 雄雌別飼い、オールイン・オールアウト方式の導入
- ・ SPF豚の導入及び衛生管理マニュアルに沿った飼育
- ・ 特定飼料 (高圧・高温滅菌処理、ビタミンE配合) による特色ある豚肉
- ・ 抗体検査、と畜場サーベイランスによる衛生管理
- ・ HACCPの考え方に基づいた農場から食肉処理、荷受けまでの一体的処理

↓

【成果】・ 一腹当たり生産頭数 12.9頭 (全国平均: 10.3頭)
・ 平均出荷日齢 169日 (" : 200日)

2 生産資材費等の低減

(ポイント)

- ・ 低コスト生産を推進するためには、規模拡大等によるスケールメリットの発揮とともに、飼料費、労働費、衛生費、建物費等に関するコスト低減に向けた各種取組みを図ることが必要。
- ・ 飼料費の低減のため、飼料給与量及び単価の低減、未利用資源の活用とともに、丸粒とうもろこしの関税割当制度や外国産飼料用麦のSBS方式を有効に活用することが必要。
- ・ 労働費、衛生費、建物費の低減のため、省力化機器の導入、衛生管理の徹底、建築基準の緩和等の検討も重要。

近年の養豚経営における平均的な生産コストは、大きな変動がなく推移しており、費目別には、飼料費が約60%、労働費が約15%、衛生費約5%、建物費約5%等となっている。また、飼養規模別では、大規模ほど生産コストは低減し、肥育豚2千頭以上の飼養階層のコストは、肥育豚100頭未満の飼養階層に比べて飼料費・労働費等の低減により7割弱の水準となっている。

さらに、生産コストの低減のためには、食肉処理施設のと畜料・検査料、畜舎等の建築基準、食品残さの有効活用に関する規制、ワクチン等医薬品の承認までの期間に関する規制、飼料原料輸入の際の港湾諸掛かりの引き下げに関する規制の緩和等を検討することも重要である。

(1) 飼料費の低減

飼料費の低減のためには、飼料給与量及び購入単価の低減が重要である。給与量の低減については、発育段階や生産能力にあった飼料の給与、給餌損失率の低減等が必要である。

購入単価の低減については、共同購入による購買単位の拡大とともに、丸粒トウモロコシの関税割当制度や外国産飼料用麦のSBS方式（Simultaneous Buy and Sell（売買同時契約方式））の略。個別の需給にきめ細やかに対応した品質・価格での供給を可能とするための契約方式で、輸入業者と買受団体が連名で政府に対し、売りと買いを同時に申し込み、買入価格の低い方から順に落札できるものによる輸入制度を有効に活用する必要がある。また、購入単価の低減につながる配合飼料の輸送コストの低減を図るために、飼料製造業者の努力だけでなく、生産者側においても、柔軟な受け入れ体制等を検討することが必要である。

さらに、安価な食品残さを活用したりキッドフィーディング等の普及により、飼料費の低減を図る取組も重要である。

(2) 労働費、衛生費、建物費の低減

労働費については、省力化機器（自動給餌器等）の導入、衛生費については、衛生管理の徹底、抗菌性物質等薬剤に依存しない衛生管理体制への移行、建物費については、建築基準法緩和措置の活用、離農跡地の既存畜舎の活用等により、更なるコストの低減を図る必要がある。

3 加工・流通・販売の合理化

(ポイント)

- ・ 豚肉の処理・流通の合理化を図るとともに、実需者ニーズに対応した国産豚肉の流通体制を確保するため、その再編整備を推進するとともに、集荷・処理頭数を拡大し、稼働率の向上等を図ることが必要。

国産豚肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、生産段階の生産コス

トのみならず、豚肉の処理・流通の合理化を図るとともに、実需者ニーズに対応した国産豚肉の流通体制の整備を図ることが必要である。

食肉処理施設の整備については、と畜場の再編が進展し、規模の拡大、処理頭数の増加が着実に進展しているが（昭和60年437か所→平成14年240か所）、食肉処理施設の機能を十分に発揮させるため、その再編整備を推進するとともに、集荷・処理頭数規模を拡大し、稼働率の向上等を図ることが重要である。

また、と畜検査における検査時間や検査手数料については、柔軟な設定に向けて都道府県等関係者の理解を求めて取り組むことが重要である。

さらに、実需者・消費者ニーズに対応して、豚肉等の品質を明確に示していくことが重要であり、美味しさに関する客観的評価手法の確立を図ることも重要である。

4 多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取組

（ポイント）

- ・ 高品質な豚肉に対するニーズに対応し、特定の品種等の組み合わせ、飼養管理方法の統一等の銘柄化の取組を、生産、流通、加工、販売関係者が一体となって推進することが必要。
- ・ 消費者の求める安全・信頼の確保の観点から、適正な食品表示を推進するとともに、トレーサビリティ・システム等による流通経路の明確化、生産・衛生管理情報の提供等の取組を推進することが必要。

豚肉に対する消費者ニーズは、低価格以外にも、高品質、安全・信頼の確保というように多様化しており、こうしたニーズに対応するため、生産者において、様々な取組が行われている。

（1）銘柄化の推進

銘柄化については、特定の品種や系統の組み合わせ、独自の配合飼料等の給与による肉質向上、飼養管理方法の統一等の取組が実施されてきており、平成16年3月現在、全国で208銘柄が作出されている。銘柄化を行うに当たっては、生産者だけでなく、流通、加工、販売関係者が一体となって推進することが必要である。

(参考2) 各地域における銘柄化の取組事例

○宮城県B銘柄

- ・ 地元産の筋肉内脂肪の多い高品質な系統豚を利用したおいしい豚肉づくりを推進（8戸の生産者グループ）
- ・ 肉豚生産に当たっては、純粋種を肥育もと豚とするとともに、抗生物質無添加や非遺伝子組み換えトウモロコシの飼料を使用。さらに、生産現場から精肉までのトレーサビリティを実施。

○鹿児島県C銘柄

- ・ 生産者協議会（約200会員）を組織し、特定純粋種を利用した肉質に特長のある肉豚を生産。
- ・ 肉豚生産に当たっては、マニュアルに基づいた統一的な飼養管理（地元特産農産物を混合した指定配合飼料の給与等）を実施するとともに、「認証制度」による銘柄の認定・普及を実施。

○秋田県D銘柄

- ・ 食肉センターを中心とし、地域内で肉豚生産から処理・加工までの一貫体制を構築（5法人による生産者グループ）。
- ・ 肉豚生産に当たっては、高品質で斉一性が高い豚にするため、肥育もと豚生産用種豚や飼養管理方法等を統一。また、地域で、養豚のたい肥活用を軸とした耕畜連携を推進。

(2) 生産履歴情報等の提供

消費者が商品の購入に当たり、適切な選択を行う上で必要な情報を提供して欲しいというニーズに対応するため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく生鮮食品品質表示基準により、一般消費者向けの全ての生鮮食品について、名称及び原産国の表示が義務付けられているが、消費者の食に対する信頼を確保するためには、流通段階等における偽装表示の防止強化の取組が必要である。

また、食品の生産履歴に関する情報に対する消費者の関心の高まりに対応し、事業者が自主的に食品の生産情報（管理者の名称、と畜業者の名称、飼養施設の所在地、給餌飼料、使用した動物医薬品等）を消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表JAS規格」が、牛肉に次いで豚肉についても、平成16年7月25日に施行されたところであり、消費者への生産履歴情報の提供の観点から、その取組が期待される。

(参考3) 生産情報公表JAS制度の取組事例(秋田県Eグループ)

○生産農場の概要

- ・ 協業化した2法人で年間75,000頭の肉豚を出荷(生産情報公表豚肉については、このうち3,500頭)。

○認定取得

- ・ 平成16年11月に同地域の食肉センターとともに、登録認定機関より出荷グループとして認定を取得。

○生産情報公表豚肉の取組

- ・ ICタグ付き耳標による個体管理
- ・ 携帯端末を用いた豚房での飼育管理データの収集(生産、治療、給餌履歴等)及びホストコンピューターでの記録の保存。
- ・ 出荷豚の生産履歴情報をと畜場、量販店等へ伝達。
- ・ 店頭表示、インターネット等により、生産履歴情報を公表。

(3) トレーサビリティ

トレーサビリティ・システムは、生産・流通過程の追跡・遡及を可能とする仕組みであり、①万が一食品事故が発生した場合に、その原因の究明や問題食品の回収を迅速・容易に行うことを可能とする、②製品管理、品質管理の向上に資する、③動物用医薬品の使用状況など消費者が求めている情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔の見える関係づくり」にも貢献しうるものであり、消費者の求める安全・信頼の確保の観点から、その取組が期待されている。

また、その取組に当たっては、生産者や食品業者の自主的な取組を基本とすることが適当である。その際、生産情報管理システムの簡素化、低コスト化、コスト負担の在り方についての検討も必要である。

第6. 自然循環機能の維持・増進

1 未利用資源の有効活用

(ポイント)

- ・ 飼料自給率の向上、飼料費の低減、循環型社会の構築のため、食品産業からの食品残さについて、飼料として利用を図ることが必要。

飼料自給率の向上、養豚経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を

図るため、また、循環型社会の構築の一環として、食品産業（製造、卸、小売、外食まで含む）からの食品残さについて、安全性や供給の安定性を確保しつつ飼料として利用を図ることが必要である。

具体的には、飼料化が可能な食品残さについての飼料化の技法やリキッドフィーディング等の給与技術を開発・普及するとともに、牛用飼料への交差汚染の防止等に十分配慮しつつ飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進することが必要である。さらに、食品残さの利用を加速化するためには、食品製造業者、配合飼料製造業者、畜産農家等が連携した飼料製造・給与システムの構築に取り組むことが必要である。

また、飼料としての安全性や品質、配合飼料への配合割合、給与した場合の豚肉の品質等への影響等についての研究、地域における保管場所、利用可能な素材の情報提供、さらには、食育の一環として未利用資源を給与した豚肉の消費者へのPR等について検討することも重要である。

2 排せつ物の適正な管理と利用の促進

(ポイント)

- ・ 家畜排せつ物の利用の推進が必要となっていることから、化学肥料の代替資材としての利用の推進やメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた利活用技術の開発等を推進することが重要。
- ・ たい肥の成分分析の実施、耕種農家のニーズに合ったたい肥の生産方法と適切な施用方法の普及等を推進する必要。

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行（平成16年11月1日）を受け、家畜排せつ物の適正な管理とともに、たい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした利用の推進が必要となっていることから、たい肥の需要を踏まえた利活用方法の検討や化学肥料の代替資材としての利用の推進等の取組、たい肥の成形化等による利便性の向上の取組やメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた効率的な利活用技術の開発を推進することが重要である。

また、同法に基づく家畜排せつ物の管理の適正化をより持続的かつ効果的なものとしていくための取組の一つとして、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応）により、同法に基づく管理基準をクリアしている養豚農家

についても、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設の整備を推進することが必要である。

また、汚水処理が容易な畜舎構造及び処理体系、処理技術の一層の改良・普及、悪臭の発生防止・抑制、並びに飼料の成分組成・給与方法等の改善による家畜排せつ物及び含有環境負荷物質の発生量削減のための技術開発・実証・普及の取り組みも、環境に負荷をかけない持続的な養豚経営のために必要である。

(2) 耕畜連携によるたい肥利用の推進

耕種農家のニーズに合ったたい肥を供給するための成分分析の実施やたい肥の生産方法の普及、たい肥の肥料成分を考慮した適切な施用方法の普及等を通じた耕畜連携の強化により、たい肥利用を推進することが必要である。

(参考4) たい肥の生産・販売の優良事例（宮崎県F農場）

- ・ 豚6万頭、和牛7千頭から発生する排せつ物を自家処理し、19.6千トン（15年）の良質たい肥を生産している。
- ・ 生産されたたい肥は、自家ほ場（150ha）で、減農薬、減化学肥料によるゴボウ、ハウレンソウ、ゴーヤ、らっきょう、水稻等の生産に利用されている。
- ・ また、たい肥は、経営内での利用以外にも、県外も含めた耕種農家、園芸資材製造業者、ゴルフ場等に供給・販売されている。

(3) 環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減し、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進めていくことが重要である。

第7. 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上

(ポイント)

- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連絡体制を整備するとともに、生産段階における衛生管理の徹底及びHACCP手法の普及を推進することが必要。
- ・ 生産現場やと畜場における疾病の浸潤状況の把握、オーエスキ病等の沈静化に向けた対策等、行政、生産者、関係者が一体となった取組が必要。

生産段階における家畜伝染病の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上、畜産物の安全性の確保を図るため、家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」（総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針）及び「飼養衛生管理基準」（家畜の所有者が飼養にかかる衛生管理の方法に関して遵守すべき基準）の周知や関係機関の連携体制を整備推進するとともに、生産の各段階における管理及び記録により、生産段階での畜産物の安全性を確保する「衛生管理ガイドライン」（生産段階におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の考え方を取り入れたガイドライン）について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進することが必要である。

また、生産現場やと畜場におけるサーベイランスの実施による疾病の浸潤状況の把握、生産現場で問題となっているオーエスキー病等の沈静化に向けた対策等行政、生産者、関係者が一体となった取組の推進も必要である。

さらに、流通段階においても、日頃からの家畜伝染病の発生等に備えた緊急連絡網の整備、豚肉等の流通状況の把握等危機管理体制の整備を図ることが必要である。

第8. 国産豚肉の消費拡大及び食育の推進

1 国産豚肉の消費拡大の推進

（ポイント）

- ・ 国産豚肉の消費拡大を図るため、健康面での有用性や調理方法の紹介等を通じた普及啓発が重要。
- ・ 国産豚肉の需要が少ない部位の利用を促進するとともに加工食品等における国産豚肉使用の情報を提供することが重要。

国産豚肉の消費拡大を図るため、栄養等に着目した健康面での有用性、調理方法の紹介等を通じた普及啓発が必要である。また、国産豚肉については、銘柄化、トレーサビリティ等を通じた生産情報の提供など国産豚肉に対する理解増進等のための地道なPRが重要である。

特に、豚肉全体の約5割を占める「うで」、「もも」といった需要が少ない部位について、実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等による高付加価値化、加工品等の商品開発により、加工需要を開拓するとともに、部位に適した調理・料理法の開発により、家庭や外食等における利用を促進する必要がある。

さらに、副産物である内臓肉の評価を高めるような普及啓発、消費者が豚肉を購入するに際し関心が強い加工食品等の表示について、事業者が、国産原料を使用した旨の情報を積極的に提供する等の取組を検討することも、国産のシェア拡大の点から重要である。

加えて、生産、流通、加工、販売、消費に係る関係者により設置された「養豚振興協議会」において、国産豚肉の振興に向けた情報交換や消費者に支持される生産・販売の取組に関する検討を行うことも重要である。

2 食育の推進

(ポイント)

- ・ 国民1人1人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現するための食育を推進することが重要。
- ・ 養豚においても、国内生産の確保の必要性、「食」や「生命」の大切さ、安全・安心確保の取り組みに関する情報をPRしていくことが必要。また、小中学生の体験学習に加え、保護者を含めた交流、情報提供を行うことも重要。

近年におけるフードチェーンの多様化・複雑化、家庭における食の教育力の低下、消費者と生産現場のかい離といった環境変化の中で、国民1人1人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、健全で安心な食生活を実現することができるよう、全国的な情報提供活動や地域における実践活動を行う食育を推進する重要性が高まっている。

このため、養豚においても、豚肉の国内生産の確保の必要性、豚や豚肉に関する知識、「食」や「生命」の大切さ、生産から流通までの安全・安心の確保の取り組み等について、豚とのふれあいなども行いつつ、小中学生だけでなく保護者も含めてわかりやすくPRしていくことが必要である。

また、近年、地域の中でも養豚と消費者との関わりが希薄になりつつあり、養豚経営の地域との共存や養豚後継者の育成に懸念を生じさせてきていることから、双方向の情報交流と相互理解を進めることが必要であり、地元産の豚肉を学校給食も含め地域の消費者に提供する地産地消の取組等を行うことが重要である。

3 チェックオフ活動

現在、10県の生産者団体において、国産豚肉の消費拡大等のためのチェックオ

フ活動（生産者自らが自発的に拠出した負担金を活動資金とした国産豚肉の消費拡大運動等）が行われており、今後、全国的な取組を検討することが重要である。

第9 おわりに

養豚は他産業とも密接に関連し、また、地域の雇用確保、食品残さ等未利用資源の利用で重要な役割を果たす等地域経済を支える重要な産業である。

また、豚肉は食肉の中で最も消費量が多く、国民の食生活の中で重要な位置付けにあることから、海外での家畜伝染病の発生による食肉の輸入停止等の事態も念頭に、今後とも、可能な限り国産豚肉の需要拡大の努力を図りながら、我が国養豚の安定的発展を図ることが重要である。

このため、経営安定、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築、家畜排せつ物の適正な管理、疾病の発生予防、豚肉の消費拡大等の諸対策を、生産者、関係機関が一体となって推進し、国産豚肉の生産振興を図ることが重要である。

いずれにしても、WTO体制下の貿易自由化の進展等より一層の国際化の進展が予想される中で、新しい時代に対応できる養豚産業の構築に向けた関係者の努力が必要である。

(参考1)

食料・農業・農村基本計画の概要（養豚関係）

1. 平成27年度における望ましい食料消費の姿（1人・1年当たり供給純食料）

（単位：kg）

区分	15年度（現状）	27年度（目標）
豚肉	11.6	8.8

2. 平成27年度における生産努力目標

（単位：万トン）

区分	15年度（現状）	27年度（目標）
豚肉	127	131

3. 豚飼養頭数

（単位：万頭）

区分	15年度（現状）	27年度（目標）
豚	972	934

4. 品目別自給率目標

（単位：%）

区分	15年度（現状）	27年度（目標）
豚肉	53	73

(参考2)

養豚経営の基本的指標

1 試算結果

人工授精、自動給餌機の導入等の技術の進展を見込んで試算を実施。家族経営で繁殖母豚150頭。主たる従事者1人当たりの年間所得は900万円。

2 経営形態・営農類型

繁殖・肥育一貫経営（家族経営）を想定。

3 前提条件

(1) 生産性技術・装備水準

10年程度後を目標として、技術水準の向上等を反映し、母豚当たり年間出荷頭数の1割増、肥育豚1頭当たり費用合計の1割削減を見込んだ。

(2) 経営規模

主たる従事者1人当たり900万円程度の所得を確保できることを前提に母豚150頭規模を想定した。

(3) 販売価格

肥育豚販売価格等については、直近5カ年のうち、最低及び最高価格を省いた3カ年の平均を用いた。

(4) 労働時間

主たる従事者の年間労働時間は2,000時間/年、肥育豚1頭当たり労働時間の4割程度の削減を見込んだ。

4 経営の特徴

- ① 地域の立地条件を活かして規模を拡大し、労働生産性を高めるとともに、自動給餌機等の導入により肥育豚1頭当たり労働時間の短縮により生産性の向上を図る。
- ② 家畜排せつ物については、たい肥化施設、浄化処理施設を整備し、ふん尿分離方式により、ふんについては堆肥化し、近隣の耕種農家へ供給。尿については浄化処理し放流。

区 分	家族経営
	繁殖・肥育一貫経営
導入を見込んだ 技術体系	人工授精、自動給餌機、たい肥化・浄 化処理によるふん尿処理
経営規模	繁殖母豚 150頭 年間出荷頭数 3,390頭
粗収益	9,850万円
経営費	8,950万円
主たる従事者一人当たり労働時間	2,000時間
主たる従事者1人当たり所得	900万円
生産性(全国平均との対比)	
単位当たり生産量 (1母豚当たり出荷頭数)	1割増加
労働時間 (肥育豚1頭当たり)	6割程度に短縮
費用合計 (肥育豚1頭当たり)	9割程度に低減

(参考3)

養豚問題懇談会の検討経過

- 第1回（8月31日） 養豚を巡る状況、養豚問題懇談会における検討のポイント、食料・農業・農村政策審議会における検討状況等について事務局から説明した後、今後の懇談会の進め方、検討に当たっての留意すべき事項等を自由討議。
- 第2回（9月22日） 委員要求資料、第1回懇談会の意見概要、養豚問題懇談会における主要論点の検討方向（案）について事務局から説明した後、主要論点の検討方向（案）等について自由討議。
- 第3回（11月15日） 委員要求資料、第1回及び第2回懇談会の意見概要、養豚問題懇談会報告書骨子（案）について事務局から説明した後、報告書骨子（案）について自由討議。
- 第4回（3月28日） 報告書のとりまとめを検討

(参考4)

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

阿部 亮 (日本大学生物資源学科教授)

伊藤 四郎 (株伊藤ハム執行役員 (ミートディビジョン国内食肉担当))

神山 和義 (日本生活協同組合連合会生鮮部畜産グループマネージャー)

木村 敬 (全国農業協同組合連合会中央畜産センター場長)

瀧 雄三 (明治大学農学部教授)

小西 靖子 (消費科学連合会企画委員)

志澤 勝 ((社) 全国養豚協会副会長、全国養豚経営者会議)

神保 雅弘 (株三菱商事レッドミート及びホワイトミートユニットマネージャー)

座長 信國 卓史 (地方競馬全国協会理事)

橋口 康則 (鹿児島県黒豚生産者協議会副会長)

堀江 光洋 ((社) 日本種豚登録協会理事)

本多 勝男 ((財) 畜産環境整備機構審議役)

松田 政久 ((協) 日本飼料工業会、(株)日清丸紅飼料取締役)

矢入 一典 (全国畜産農業協同組合連合会東北支所長)